

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-25		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	11	写真6	タイトル「幕末に建てられた旧新潟税関庁舎」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「幕末」）	3-(3)				
2	11	写真6	旧新潟税関庁舎（47ページ写真11「行基」も同様）	表記が不統一である。（IVページ「教科書の中のマーク」中の「重要文化財」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)				
3	18	写真	「縄文土器」（35ページ写真6「古墳から出土した銅鏡」，87ページ写真4「東求堂」，及び131ページ写真6（上）『燕子花図屏風』も同様）	表記が不統一である。（IVページ「教科書の中のマーク」中の「国宝」の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)				
4	26	図2	「古代ギリシャの勢力範囲」中，「ギリシャのおもな植民市」	生徒が誤解するおそれのある図である。（全てが「植民市」であるかのように誤解する。）	3-(3)				
5	26	写真4	タイトル「壺に描かれたマラソン」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「マラソン」）	3-(3)				
6	33	図8	3世紀ごろの東アジア	生徒が誤解するおそれのある図である。（塗色）	3-(3)				
7	37	図8	志段味古墳群の分布図	不正確である。（縮尺）	3-(1)				
8	51	写真6	『住吉物語絵巻』部分東京国立博物館蔵	生徒が誤解するおそれのある表現である。（作品名）	3-(3)				
9	55	写真	王塚古墳の壁画（福岡県桂川町）（74ページ写真2「元寇防塁跡」も同様）	生徒が誤解するおそれのある写真である。（復元であることがわからない。）	3-(3)				
10	59	右吹出し	12世紀の中ごろに起こった，源氏と平氏の戦いの様子です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「源氏と平氏の戦い」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-25		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	63	図4	タイトル「各地で起こった武士の反乱」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「武士の反乱」）	3-(3)	
12	63	図4	図中、「東北地方の争乱（前九年・後三年の役）」	表記が不統一である。 （同ページ囲み「歴史の窓」では、「前九年合戦・後三年合戦」）	3-(4)	
13	63	図6	平氏と源氏の系図	生徒にとって理解し難い図である。 （凡例不備、及び系図中の「頼義」と「義家」、「為義」と「義朝」、「□」の関係）	3-(3)	
14	63	図6	系図中、「義家」のルビ「よりいえ」	誤記である。	3-(2)	
15	77	図5	主な守護大名と、その領地	生徒にとって理解し難い図である。 （図が示す時期、及び図中の国境線）	3-(3)	
16	78	図2	足利義満が明の皇帝から与えられた「日本国王之印」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （足利義満が明の皇帝から与えられた印の実物であるかのように誤解する。）	3-(3)	
17	79	図7	「ハングル」中、「조선（チョソン）」	誤記である。	3-(2)	
18	82	節タイトル	結びつく民衆と下克上の社会	表記が不統一である。 （Ⅲページ目次では、「結びつく民衆と下剋上の社会」）	3-(4)	
19	87	13 - 14	守護大名の足利氏に保護された、下野（栃木県）の足利学校	不正確である。 （「守護大名の足利氏」）	3-(1)	
20	89	6 - 8 左	7歳未満の幼児は、責任能力がなく、身分の尊卑もない存在とされていたことから、昔の絵画では、幼児を裸で表現していました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （幼児の「責任能力」「身分の尊卑」の有無と、「昔の絵画」での幼児の描かれ方との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-25		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	90	写真3	「舍利殿」の説明文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (円覚寺舍利殿の建築年代)	3-(3)	
22	96 - 97		写真①～⑤	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (写真の画像が粗く、「Q1 ①～⑤には、どのような場面が描かれているでしょうか。」という問いに対応できないおそれがある。)	2-(14)	
23	109	図5	凡例中、「信長にほろぼされた主な勢力」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (該当する勢力がすべて「信長にほろぼされた」かのように誤解する。)	3-(3)	
24	119	図6	朝倉市秋月郷土館	不正確である。 (所蔵者の名称)	3-(1)	
25	131	2	全国を旅して『おくのほそ道』を書きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全国」)	3-(3)	
26	136	図1	図中、「間宮林蔵の行路」で示されたルート	生徒が誤解するおそれのある図である。 (間宮林蔵の探査路について誤解する。)	3-(3)	
27	143	右下表	尊皇攘夷運動(166ページ左3行目「尊皇攘夷の考え」も同様)	表記が不統一である。 (138ページ8～9行目, 163ページ4行目, 及び297ページ索引では「尊王攘夷」)	3-(4)	
28	154	13 - 16	皇帝の専制政治が続いたロシアは、19世紀の中ごろ、黒海から地中海への出口を得ようとしてオスマン帝国(トルコ)に宣戦し、・・・敗れました(クリミア戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (宣戦布告した主体)	3-(3)	
29	169	図4	図中、「足羽」	不正確である。 (1871年11月時点の県名として)	3-(1)	
30	190	8	1897年に国号を大韓帝国(韓国)に攻めました。	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 31-25		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
31	202	1 右	上のグラフを見てみると、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「上」にグラフがない。）	3-(3)				
32	245	14	東條英機	表記が不統一である。 （243ページ3行目、及び293ページ索引では「東条英機」）	3-(4)				
33	253	表	「これから学習する時代」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （「台湾」）	3-(3)				
34	263	囲み	「平和条約をめぐって」中、「平和条約を結ばなかったインドネシア・ビルマに対しては、それぞれと賠償協定を結んで賠償を行いました。」	誤りである。 （「インドネシア」）	3-(1)				
35	268	タイトル下	ソ連・韓国・中国とは、それぞれ二国間での日ソ共同宣言、日韓基本条約、日中共同声明により国交を回復しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国・中国との国交のあり方）	3-(3)				
36	277	側注	「[解説]難民」中、「戦争や災害などにより、生活していた国や土地を離れなければならない人々のことです。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （難民の定義）	3-(3)				
37	282	12	日本では1950年代から出生率の低下が続き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「低下が続き」）	3-(3)				
38	285	囲み 右3-4	「点字の始まり」中、「1890（明治34）年11月1日」	誤りである。 （「明治34」）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 31-26		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	8	表	「できごと・文化遺産」中、「仁徳天皇陵」のルビ「じんとくてんのうりょう」	誤記である。	3-(2)	
2	28	左下	新潟県立歴史博物館： <a href="http://nbz.or.jp/">http://nbz.or.jp/</a>	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
3	32	図3	「ペルシャのギリシャ侵攻 (紀元前5世紀初め)」中、「ベラ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (名称)	3-(3)	
4	32	図3	「ペルシャのギリシャ侵攻 (紀元前5世紀初め)」中、「黒海」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (黒海であると誤解する。)	3-(3)	
5	35	図4	吉野ヶ里遺跡 (北部)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「北部」)	3-(3)	
6	49	写真5	この木簡には「丁丑年」(677年)と「天皇」の文字が記されており	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「この木簡」)	3-(3)	
7	51	図4	薬師寺東塔 白鳳期を代表する美しい建築物。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (建立時期)	3-(3)	
8	68	15 - 18 左	推古天皇は、聡明な甥の聖徳太子を摂政に任じて国政をゆだね、多くの改革を行い、……その大任を果たしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (推古朝の政治体制についての学説状況)	3-(3)	
9	79	2 - 3	所領は武士の財産であり、これを守り、新しい所領を得るために命がけで奉公することを「一所懸命」とよびます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「新しい所領を得るために」)	3-(3)	
10	84	表	「年表」中、「610年 ムハンマドがイスラム教を開く」	生徒にとって理解し難い表現である。 (巻末年表には、「六一〇ごろ ムハンマドがイスラム教を開く」とある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-26		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	87	8 - 9	尊氏は、……足利一族の有力な武士を将軍の補佐役である管領に任命しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領が置かれるようになった時期)	3-(3)	
12	89	図5	「倭寇」中、「明の画家がえがいた、襲来する倭寇(②)と、それと戦う明軍(①)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「襲来する倭寇」と②、「それと戦う明軍」と①との対応関係)	3-(3)	
13	89	図7	「15世紀の東アジア」中、「太平洋」	誤記である。	3-(2)	
14	89	図8	ハングル (訓明正音)	誤記である。 (「訓明正音」)	3-(2)	
15	90	写真3	「三線」中、「ねこや犬の皮が使われている」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ねこや犬の皮が使われている」)	3-(3)	
16	123	図6	「島原・天草一揆」中、「島原陣図屏風 朝倉市秋月郷土館蔵」	不正確である。 (所蔵機関の名称)	3-(1)	
17	150	表1	「鎖国までの関係年表」中、「1601…平戸にオランダ商館が開設」「1616…イギリスが平戸商館を閉じる」	生徒が誤解するおそれのある年表である。 (年次)	3-(3)	
18	205	21 - 22 左	日露戦争が始まる4年前の1899年、ハーグ陸戦法規という国際条約が結ばれ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日露戦争が始まる4年前」)	3-(3)	
19	226	表4	「歴代内閣の移り変わり」中、伊藤博文の首相代数を示す数字「⑩」	表記が不統一である。 (★マークが欠落している。)	3-(4)	
20	252	囲み	「持てる国」中、「・広大な植民地を持つイギリスやフランスは、関係のある地域とだけ貿易を行うブロック経済を行った。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ブロック経済の内容)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 31-27		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	12	図1	「江戸時代（1830年ごろ）の高輪の様子」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「1830年ごろ」）	3-(3)				
2	55	図4	「「失われたつり針」型の物語の分布」	不正確である。（0° の線の位置）	3-(1)				
3	73	図6	「鎌倉時代の新しい仏教」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（臨濟宗の主な信者）	3-(3)				
4	81	図7	「琉球の勢力」	不正確である。（縮尺）	3-(1)				
5	100	図2	「イスラム世界の拡大」	生徒が誤解するおそれのある図である。（縮尺）	3-(3)				
6	101	表5	「イスラム世界で成立し、発展した学問や文化」	生徒が誤解するおそれのある表である。（全てがイスラム世界で成立したかのように誤解する。）	3-(3)				
7	129	史料8	夏草や兵どもが夢の跡（岐阜県）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（俳句が詠まれた場所）	3-(3)				
8	133	図7	「北方探検」	生徒が誤解するおそれのある図である。（間宮林蔵の探査路）	3-(3)				
9	138	15	1856年に開国して海外との交流が始まると	生徒が誤解するおそれのある表現である。（162ページ14行目～163ページ1行目には「1854年…日本は開国することになりました」とある。）	3-(3)				
10	154	図2	「ウィーン会議後のヨーロッパ（1815年）」	生徒が誤解するおそれのある図である。（縮尺、「現在のドイツの境界」、プロイセン王国の塗色）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-27		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	160	図3	「イギリス・インド・清の貿易の変化」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「錦織物」）	3-(3)				
12	169	14 - 16	身分や職業も平民と同じとする布告（いわゆる「賤称廃止令」もしくは「解放令」）が出されました。（同ページ図7, 240ページのタイトル, 本文, 図1も同じ）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「賤称廃止令」という用語が一般的であるかのように誤解する。）	3-(3)				
13	177	図6	楊洲周延筆 征韓論之図	不正確である。（筆者）	3-(1)				
14	177	史料 10	日朝修好条規	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「朝鮮国の人民と交渉が必要な事件は」）	3-(3)				
15	181	8	1855年、幕府はロシアとの間で日露和親条約…を結び	生徒が誤解するおそれのある表現である。（162ページ注1, 178ページ図2では「1854年」とある。）	3-(3)				
16	199	21 - 23	ラジオは……1937年末には全世帯の83.3%に普及しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（年次と普及率の関係）	3-(3)				
17	238	図3	8万人以上が死亡し	生徒が誤解するおそれのある表現である。（244ページには「約10万人」とある。）	3-(3)				
18	242	20 - 23	障がいのある人たちを対象とする国際的な競技大会が、1960（昭和35）年からオリンピック開催国で行われるようになり、後にパラリンピックと呼ばれるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（パラリンピックの開催国）	3-(3)				
19	274	8	紀伊国有田（きいのくにありた）郡	不正確である。（ルビ）	3-(1)				
20	274	8 - 13	当時、紀伊国有田郡広村…の高台にある家から海側を見ていた濱口梧陵は…高台への避難路を示し、津波の被害を減らしたと伝えられています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（伝えられている内容が全て史実であったかのように誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 31-28		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	7	8	ユネスコの「世界の記憶」に指定されています。 (89ページ図8も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「指定」)	3-(3)	
2	20	左下囲み	「法に従って毒を飲んだソクラテス」内、「裁判官から死刑の判決を受けたソクラテスは、「悪法もまた法である」と言ってみずから毒を飲みました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソクラテス裁判をめぐる経緯)	3-(3)	
3	21	図4	「ギリシャの民会の様子(想像図)」内、「アテネでは、初めのうちはポリスの中心部にある広場で民会が行われていましたが、参加者が増えたため、6千人以上が参加できる民会場を郊外	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテネの民会場の歴史的経過)	3-(3)	
			に造り、そこで民会を行いました。」			
4	22	9 - 12	インドでは・・・紀元前1500年ごろ、西北からアーリア人が侵入してきました。彼らは先住民を征服し、神官(バラモン)を最高位として先住民は下層におくなど厳しい身分制度を持つ国々	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「身分制度」)	3-(3)	
			をつくりました。			
5	23	右上囲み	「イエス」内、「30歳でユダヤ教の洗礼を受け、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (洗礼時のイエスの年齢)	3-(3)	
6	36	図5	「伝聖徳太子像(574~622)」内、「聖徳太子は、「厩戸王」ともよばれます。」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)ア「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」)	2-(1)	
7	51	左上囲み	「環境 自然を畏れ敬った古代の人々」内、「陰陽師(し)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
8	54	図13	『万葉集』と『古今和歌集』に見る花の好み	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (桜を詠んだ歌の数)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 31-28		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	61	図4	「武士団と各地の争乱」内、「東北地方の争乱（安倍氏の乱・清原氏の乱）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「安倍氏の乱」「清原氏の乱」という用語が一般的であるかのように誤解する。）	3-(3)	
10	65	図9	「承久の乱前後の幕府の勢力」内、「北条氏の領地の広がりを確認しよう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「領地」）	3-(3)	
11	71	史料	永仁の徳政令	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「次に御家人から買った所領は、20年以上たっても、返すこと」）	3-(3)	
12	73	図5	沈没船が見つかった場所	生徒が誤解するおそれのある図である。（朝鮮半島の軍事境界線の線種）	3-(3)	
13	97	17 - 19	アメリカ大陸では、文字も鉄器も知られていませんでしたが、縄の結び方で数を記録するキープとよばれる方法など、独自の文化が存在しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（アメリカ大陸における文字使用）	3-(3)	
14	98 - 99	図8	「16世紀初めごろの世界」内、「バスコ＝ダ＝ガマの航路（1498年）」	生徒が誤解するおそれのある図である。（年次）	3-(3)	
15	129	右下囲み	「歴史プラス 江戸時代の貨幣と改鋳」内、「江戸幕府は全国統一の貨幣を作る権利を得て、貨幣を全国に流通させました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「権利を得て」）	3-(3)	
16	153	図6	「児童労働者の一日」内、「賃金を4分1の減らされました。」	誤記である。	3-(2)	
17	154	図2	「アメリカ合衆国の領土の拡大」内、「1819（スペインより購入）」の部分	生徒が誤解するおそれのある図である。（領域）	3-(3)	
18	161	図4	蝦夷地の調査	生徒が誤解するおそれのある図である。（間宮林蔵の探査路）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-28		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	205	右上囲み	「環境 ハーンと濱口梧陵の「稲むらの火」」内、「紀州有田（きしゅうありた）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ルビ）	3-(3)	
20	214	図2	「第一次世界大戦後のヨーロッパ」内、「大戦後の新国境」	生徒が誤解するおそれのある図である。（ドイツ、オーストリア、スイスの国境）	3-(3)	
21	223	右中段史料	「『青鞥』発刊に際して」内、「原始、女性は実に太陽であった。」	不正確である。（「原始」）	3-(1)	
22	228	図2	貿易額の変化	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。（単位）	3-(3)	
23	245	写真6	「アンネ＝フランク（1929～45）」内、「ユダヤ人だったアンネとその家族は、迫害が激しくなるとアムステルダムの隠れ家の屋根裏部屋に隠れ、・・・しかし、ドイツが敗北する2か月前	生徒が誤解するおそれのある表現である。（アンネとその家族の発見と、ドイツ敗北との時間的關係）	3-(3)	
			に見つかり、」			
24	279	図5	「主な紛争・テロと地域統合」内、「難民発生国（10万人以上）」	図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
25	283	注1	持続可能な開発目標（SDGs→p. 284）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（参照ページ）	3-(3)	
26	裏見返折込8	写真2	姫路城	表記が不統一である。（巻頭4ページ「本文をより理解するための工夫」で示す国宝の表示方法に照らして、不統一である。）	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

6 枚中 1 枚目

受理番号 31-29		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返	図	「日本の世界遺産」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の位置）	3-(3)				
2	7	年表	中華民国 （195ページ図9キャプションも同じ）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中華民国の位置づけ）	3-(3)				
3	14	年表	「世界史」内、「紀元後27 オクタウィアヌス、初代ローマ皇帝となる」	誤りである。 （「紀元後27」）	3-(1)				
4	22	19 - 20	紀元前221年、秦の王が初めて中国全土を統一し、始皇帝を名乗った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「始皇帝を名乗った」）	3-(3)				
5	34	図4	「4～5世紀の東アジア」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （済州島の塗色）	3-(3)				
6	35	図8	「江田船山古墳出土鉄刀の銘文」内、「刀をつくった者の名はイタカ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「イタカ」の読みが一般的であるかのように誤解する。）	3-(3)				
7	35	図9	「稲荷山古墳出土の鉄剣」内、「「獲加多支鹵大王」がこの剣をつくらせたと記されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （同ページ史料7には「私（ヲワケの臣・関東の豪族）は…この何回もきたえたよく切れる刀をつくらせ」とある。）	3-(3)				
8	36	14	聖徳太子（厩戸王）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(3)ア「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」）	2-(1)				
9	40	図1	「古代の行政区画」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （小豆島の塗色）	3-(3)				
10	41	図3	「人々の負担」内、「2段（約1200㎡）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「2段（約1200㎡）」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-29		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	58	図5	「抹茶を飲むための天目茶碗」	表記が不統一である。 (4ページ「マークについて」で示す国宝の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)				
12	59	図8	「石墨跡」 (82ページ図2も同じ)	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (復元であることが分からない。)	3-(3)				
13	63	年表	足利尊氏、征夷大將軍となる	生徒が誤解するおそれのある表である。 (時系列)	3-(3)				
14	75	16 - 19	臨濟宗と曹洞宗は…自力でさとりを開くことを重視した。両宗は…幕府によって保護され	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (曹洞宗と幕府の関係)	3-(3)				
15	79	図6	「十字軍のルート」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (第7回十字軍の展開)	3-(3)				
16	82	9 - 16	その中でフビライ＝ハンは、都を大都（現在の北京）に移し、国号も元と定め、東南アジアや日本との貿易が盛んな中国南部の支配を目指した。そして、南宋を孤立させつつ攻略するために	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)				
			、高麗や大越（ベトナム北部）、日本に対して服属を要求した。元は、服属をこばむ相手には軍事侵攻も行ったので、東アジアの各地でモンゴルの襲来が見られたが、高麗は約30年間にわた						
			り抵抗を続け、大越もねばり強く元軍と戦った。フビライは、高麗を征服したのち、日本に対しても朝貢と服属を求めた。						
17	84	史料3	「二条河原落書」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「古いしきたりを守らない者ばかりがのさばっている」)	3-(3)				
18	88	図7	「首里城の正殿」内、「1992（平成4）年に復元され、世界遺産に登録された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (世界遺産への登録年)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

6 枚中 3 枚目

受理番号 31-29		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
19	90	図3	「十三湊と志苔館」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「蠣崎城」と「道南十二館」の関係）	3-(3)
20	92	10 - 11	16世紀に入ると、東海地方を中心に朝鮮から伝わった木綿の栽培も始まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （97ページ右下コラムには「15世紀末ごろから、日本の東海地方を中心に木綿の栽培が定着した」とある。）	3-(3)
21	104	写真1	「サン=ピエトロ大聖堂」内、「教皇が住むこの大聖堂」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大聖堂の使用目的）	3-(3)
22	106	12 - 14	コロンブスは…、1492年に…サンサルバドル島に到達した。これがアメリカ大陸発見のきっかけとなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アメリカ大陸発見」）	3-(3)
23	106	図1	「大航海時代とヨーロッパの海外進出」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「マゼランの航路」）	3-(3)
24	109	15 - 16	17世紀初めにはイギリス・オランダ・フランスで東インド会社があいついで設立され	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （イギリス東インド会社と「17世紀初め」との関係）	3-(3)
25	110 - 111	図	「16世紀の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「マゼラン」）	3-(3)
26	120	図1	「大名の配置」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「有馬21」と「黒田43」の位置）	3-(3)
27	124	図2	「朱印状」内、「交趾（ベトナム南部）」	不正確である。 （「南部」）	3-(1)
28	131	図4	「主な貨幣」内、「金貨は両・分・朱（1両=4分、1分=16朱）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1分=16朱」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 31-29		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	136	図2	「江戸の十組問屋とその主な取り扱い品目」内、「通町（とおりまち）組」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ルビ）	3-(3)	
30	138	図3	「天明のききん」内、「関東・東北・北陸を中心に餓死者は48万人を数えたという。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（餓死者数）	3-(3)	
31	157	図6	「ボストン茶会事件」内、「イギリス政府が茶の販売権を独占しようとしたことに反発した植民地の人々が」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（茶の販売権を独占しようとした主体）	3-(3)	
32	157	側注	「共和政（近代）国民が国家元首を選び、国民の代表者によって政治が行われる体制」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（本文3—5行目の「国王と議会の対立は間もなく内戦に発展し、クロムウェルが率いる議会側が勝利した。クロムウェルは国王を処刑したうえで王政を廃止し、共和政を樹立した（ピューリタン革命）。」	3-(3)	
				を、「国民が国家元首を選び、国民の代表者によって政治が行われる体制」であったかのように誤解する。）		
33	161	側注5	「マルクス」内、「マルクスは、社会主義を体系的に考察した思想家。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（マルクスが体系的に考察した対象）	3-(3)	
34	164	18 - 20	19世紀後半には、フランスがインドシナ半島に進出し、カンボジアやベトナム、のちにラオスも実質的な植民地としてフランス領インドシナ連邦を成立させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時系列）	3-(3)	
35	164	図1	「19世紀後半のアジア」	生徒が誤解するおそれのある図である。（欧米列強の東南アジア進出状況）	3-(3)	
36	173	図5	「藩閥政府」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（太政官と各省の関係）	3-(3)	
37	178	図1	「富岡製糸場の位置」	不正確である。（「新潟」の位置）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-29		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	183	史料4	「日朝修好条規」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「朝鮮人と交渉する必要がある事件の場合は」）	3-(3)	
39	184	2 - 3	1898（明治31）年に制定された北海道 旧土人保護法	不正確である。 （年次）	3-(1)	
40	190	図1	「列強による世界の支配（20世紀初頭 ）」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （ドイツ・ロシア国境）	3-(3)	
41	204	図9	「遠洋航路の開設」	不正確である。 （「バルパライン」）	3-(1)	
42	215	図4	「第一次世界大戦での日本の動き」	不正確である。 （赤道の位置）	3-(1)	
43	216	17 - 18	1917年3月（ロシア暦2月）、ペテルブルグで労働者と兵士が反乱を起こし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ペテルブルグ」）	3-(3)	
44	218	1 - 2	1919年、フランスのパリ郊外で、第一次世界大戦の講和会議が開かれた（パリ講和会議）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （講和会議が開かれた場所）	3-(3)	
45	228	表1	「戦前・戦後の衆議院議員総選挙における投票率」	不正確である。 （第48回総選挙の選挙権年齢）	3-(1)	
46	237	図4	「北伐の進展」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （日本の範囲）	3-(3)	
47	267	図4	「日本の領土の変遷」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （朝鮮半島の軍事境界線の線種，吐噶喇列島の復帰年）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

6 枚中 6 枚目

受理番号 31-29		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
48	269	図7	「沖縄の基地」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)
49	269	図7	「沖縄の基地」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)
50	278	10 - 12	アメリカ政府は、テロリスト集団を支援しているとして、アフガニスタンに侵攻し、2003年にはイラクも攻撃した(イラク戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アフガニスタンに侵攻」)	3-(3)
51	278	図1	「主な地域統合・地域協力」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (AUの加盟国)	3-(3)
52	281	図6	「少子化の進行」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (年次と老年従属人口指数の関係)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-30		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	18	3 - 5	このような環境の変化に適応するために、約700万年前には、サル的一种が進化して、直立二足歩行を始めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (適応と進化との関係)	3-(3)				
2	22	13 - 14	殷は、紀元前12世紀に周によってほろぼされましたが、	不正確である。 (殷がほろぼされた時期)	3-(1)				
3	24	表3	「古代のギリシャとローマの動き」中、「紀元前800ごろ 地中海東部に都市国家が成立」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文24ページ1-3行目「紀元前8世紀の後半には、地中海の東部に、数多くのギリシャ人の都市国家（ポリス）が成立しました。」との関係)	3-(3)				
4	24	表3	「古代のギリシャとローマの動き」中、「紀元前600ごろ 都市国家で民主政治が確立」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文24ページ10-11行目「そのような都市国家のなかで、紀元前6世紀の末に民主政治を確立し、」との関係)	3-(3)				
5	24	表3	「古代のギリシャとローマの動き」中、「紀元前334 アレクサンドロス大王による東方遠征」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東方遠征が1年間であったかのように誤解する。)	3-(3)				
6	24	表3	「古代のギリシャとローマの動き」中、「紀元前50～1ごろ 共和政のもとで、ローマが勢力を拡大する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代とローマ共和政との関係)	3-(3)				
7	26	12	紀元前5世紀ごろにインドで生まれたシャカ	相互に矛盾している。 (26ページ写真4「シャカ（前566?～前486?）」)	3-(1)				
8	27	5	イエスはユダヤ教を批判して、	生徒にとって理解し難い表現である。 (イエスの批判内容)	3-(3)				
9	55	写真 10	小野道風の書（東京都 宮内庁三の丸尚蔵館蔵） これまでの中国に影響を受けた書から、日本風の書を生み出しました。国宝	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「小野道風の書（東京都 宮内庁三の丸尚蔵館蔵）」と「国宝」の関係)	3-(3)				
10	72	図2	伝 源頼朝木像	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「伝」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-30		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	102	右中	広島県立歴史博物館 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/rekishih/	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
12	113	表6	「イスラム教とキリスト教の世界の主な動き」中、「610 ムハンマドがイスラム教を開く」	生徒にとって理解し難い表現である。 (巻末年表※1の「*は推定年」及び※2の「*六一〇・ムハンマドがイスラム教を開く」との関係)	3-(3)	
13	114	図1	「ヨーロッパ人の新航路の開拓」中、「マゼランの航海」及び「マゼランの部下」の航路	生徒にとって理解し難い図である。 (115ページ1-7行目「東へ向かったポルトガルに対抗して、スペイン…西周りでアジアに向かう航海に出たマゼランは、…部下たちがスペインに帰り、」に照らして、出港地及び帰港地が理解し難い。)	3-(3)	
14	128	図5	島原陣図屏風 福岡県秋月郷土館蔵	不正確である。 (所蔵機関の名称)	3-(1)	
15	130	表3	「朝鮮と琉球王国との主な関係」中、「1644 琉球使節の始まり」	不正確である。 (年次)	3-(1)	
16	143	写真8	燕子花図屏風	表記が不統一である。 (4ページで示す国宝の表示方法に照らして、不統一である。)	3-(4)	
17	168	表3	「新興国の動き」中、「1869 ロシアがシベリア鉄道建設を始める」	不正確である。 (年次)	3-(1)	
18	176	11 - 12	薩摩藩は、1862年、イギリス人商人たちを殺害する事件を起こしたため	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イギリス人商人たち」)	3-(3)	
19	237	囲み	「G型自動織機の発明―旧豊田紡織本社工場」中、「豊田自働織布工場」	誤記である。 (「自働」)	3-(2)	
20	246	図3	「第二次世界大戦中のヨーロッパ」中、レニングラードの表現	生徒が誤解するおそれのある図である。 (レニングラードの状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1	右上囲み	ここからスタートして、感じたり疑問に思ったりしたことを出しあい、課題を立てて学習しましょう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (学習指導要領の求める課題との関係が理解し難い。)	3-(3)	
2	12	タイトル下	猿人たちは木から地上の草原に下りた。猿人たちは、何をしようとしていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
3	16	タイトル下	巨大なピラミッドをつくりながら、古代エジプトの人びとは何を考えていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
4	16	タイトル下	巨大なピラミッドをつくりながら、古代エジプトの人びとは何を考えていたのか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 (「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	2-(1)	
5	17	側注	「古代エジプトの人びと」中、「教科書の終わりを読みなさい。・・・(・・・役人になるための教科書から)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二つの「教科書」を同一のものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
6	17	側注	「古代エジプトの人びと」中、「教科書の終わりを読みなさい。そこにはこの言葉がある。「書記は王宮のどんな地位についても困ることはない。(略)・・・おまえにとって良いことなの	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用の範囲)	3-(3)	
			だ」			
7	18	タイトル下	シャカ族の王子はどのようにしてブッダになったのか。人びとはブッダの教えをどう思っただろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
8	19	囲み	「消えた死者の丘」中、「遺跡から見つかった印章には、動物などとともに絵文字がぎざまれていた(インダス文字)。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インダス文字の性格)	3-(3)	
9	20	タイトル下	焼き物の大軍団が、秦の始皇帝の墓の近くにうめられていたのはなぜだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	22	タイトル下	奴隷いの中には剣闘士とされた人びともいた。彼らは何を考えながらたまたかったのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
11	24	タイトル下	野尻湖の人びとは、ナウマンゾウをどのようなものと思っていたのか考えてみよう。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
12	24	タイトル下	野尻湖の人びとは、ナウマンゾウをどのようなものと思っていたのか考えてみよう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
13	28	タイトル下	弥生時代になると水田で稲作がはじまった。人びとはどんなことに悩んでいたのか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
14	28	タイトル下	弥生時代になると水田で稲作がはじまった。人びとはどんなことに悩んでいたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
15	30	タイトル下	倭の卑弥呼が魏の皇帝に使いを送った。卑弥呼は皇帝のことをどう思っていたのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
16	30	タイトル下	倭の卑弥呼が魏の皇帝に使いを送った。卑弥呼は皇帝のことをどう思っていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
17	30	12	紀元前3世紀のはじめに、中国を最初に統一した秦がほろびました。	誤りである。 （「はじめ」）	3-(1)	
18	31	17	直径100歩（ぼ）以上	不正確である。 （ルビ）	3-(1)	
19	32	タイトル下	火山の噴火でうまっていたムラが発掘された。ムラは他の地域とどんな交流をしていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	34	年表	紀元前1世紀 ローマが大帝国となる 紀元前221年 秦が中国を統一する	不正確である。 (年表上の時系列)	3-(1)	
21	38	2 - 3	金と銅で作られた大仏	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「金と銅で」)	3-(3)	
22	39	写真7	飛鳥池遺跡から見つかった木簡(677年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の木簡が677年のものと確定しているかのように誤解する。)	3-(3)	
23	40	写真2	平城宮の朱雀門	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (復元であることがわからない。)	3-(3)	
24	41	22 - 23	743年には、大地震が大和や河内(大阪府)をおそいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「743年」)	3-(3)	
25	42	タイトル下	防人に行く人、口分田で働く人、都へ送るアワビをとる人たちは、どんなことを話し合っていたか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 (「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	2-(1)	
26	42	タイトル下	防人に行く人、口分田で働く人、都へ送るアワビをとる人たちは、どんなことを話し合っていたか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
27	44	タイトル下	面をつけておどる伎楽の舞台や観客のようすを想像しよう。そのころ、鑑真はなぜ日本に来たのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
28	44	4 - 10	このとき、にぎやかに伎楽が演じられました。・・・笛、鼓、シンバルなどの・・・大さわぎを演じます。使われた面は、東大寺の正倉院に納められ、宝物として伝えられました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大仏開眼供養のときに、実際に演じられた伎楽のようすであるかのように誤解する。)	3-(3)	
29	46	タイトル下	イスラム商人たちは、地中海地方、東南アジア、中国でどんな話をしていただろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 (「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	46	タイトル下	イスラム商人たちは、地中海地方、東南アジア、中国でどんな話をしていただろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)				
31	47	17 - 21	がんなど腫瘍の手術では、まず助手の医師が、大麻からつくった麻酔薬を海綿にしみこませ、患者の鼻をおさえて眠らせ、別の医師が脈をみながら、執刀医が患部を切開していきます。腫瘍	話題の選択が具体的な事項に偏っており、全体として調和がとれていない。 (辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない個別事例であり、生徒が理解・追究できない。)	2-(5)				
			の小部分が残らないように、指で確認しながら切除していきます。						
32	47	図5	ムスリムの医学書／フナイン=イブン=イスハーク(808~873)が書いた目の構造・・・。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスハークがムスリムであるかのように誤解する。)	3-(3)				
33	48	13 - 14	平安京に都があった約400年間を、平安時代とよびます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平安京に都があった」)	3-(3)				
34	49	2 - 3	平安時代の貴族の夫婦は、妻の家に住むことが多かったので、子どもと母方の祖父母とは親しい関係でした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (51ページ5~6行目「子どもが生まれると夫婦が自分の家をもつことが多くなります。」との関係)	3-(3)				
35	49	4	藤原良房は娘を天皇の妻とし、その子どもが8歳で天皇になると、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「8歳で」)	3-(3)				
36	49	10	頼道	誤記である。	3-(2)				
37	50	タイトル下	紫式部と清少納言は、どんなことを書きたくて、それぞれの作品を生み出したのか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 (「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	2-(1)				
38	50	タイトル下	紫式部と清少納言は、どんなことを書きたくて、それぞれの作品を生み出したのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	56	タイトル下	博多に多くの中国商人たちが住むようになった。彼らは何をしていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
40	56	16	渤海も10世紀後半、遼に滅ぼされました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時期）	3-(3)	
41	58	タイトル下	武士が登場した。どんな人たちだろうか。地方の武士がなぜ都で戦うのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
42	59	20 - 22	勢力を強めた清盛は、・・・安徳天皇をかついで、1179年、清盛は後白河上皇を朝廷から追い、院の御所に閉じ込めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （安徳天皇の即位と後白河上皇の院政停止・幽閉との前後関係について誤解する。）	3-(3)	
43	60	タイトル下	農民たちが荘官の館に年貢を運んでいる。どんなことを思っていたのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
44	60	タイトル下	農民たちが荘官の館に年貢を運んでいる。どんなことを思っていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
45	60	5 - 6	京都に近く船で運べるところでは米で、・・・年貢を納めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「京都に近く」）	3-(3)	
46	61	6 - 8	梶田荘の耕地の調査台帳（1185年）には、耕作を請け負った86人の農民が示されています。そのうち、1町（1ヘクタール）以上の土地をもつ有力な農民が14人いました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「梶田荘の耕地の調査台帳」の内容について、断定的に過ぎる。）	3-(3)	
47	63	写真4	謀反を起こした平信兼を討ち、その領地であった波出御厨（伊勢国）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （写真には「平信兼党類領」とあり、波出御厨を所領としていた人物について誤解する。）	3-(3)	
48	64	タイトル下	「南無阿弥陀仏と唱えると極楽浄土に導かれる」という教えを、人びとはどう思っていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
49	66	タイトル下	阿テ河荘に住む人たちが地頭を訴えた。この人たちの願いは何だったのか考えてみよう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
50	68	タイトル下	マルコ=ポーロとクビライ=カンがはじめて会ったとき、何を話したのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
51	68	タイトル下	マルコ=ポーロとクビライ=カンがはじめて会ったとき、何を話したのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
52	68	写真3	パイザ・・・〈国際日本文化研究センター蔵〉	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現物を所蔵しているかのように誤解する。）	3-(3)	
53	69	図6	「マルコらの行程」中、「ジョチ・ウルス」「チャガタイ・ウルス」「フレグ・ウルス」及び高麗の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 （「ウルス」の意味及び高麗の状況）	3-(3)	
54	70	タイトル下	悪党とよばれたのはどんな人たちだったのだろうか。なぜ悪党とよばれたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
55	72	タイトル下	倭寇とよばれる人たちがあらわれた。どんな人たちだろう。何をしたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
56	74	タイトル下	「職人歌合」の絵からは、人びとのどのような声が聞こえてくるだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
57	74	タイトル下	「職人歌合」の絵からは、人びとのどのような声が聞こえてくるだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
58	76	タイトル下	ほうそう地蔵の岩に文字が刻まれている。だが、どんな気持ちで刻んだのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
59	78	タイトル下	各地で盆おどりがはじまる。盆おどりに参加した人びとは何を思いながらおどったのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
60	78	タイトル下	各地で盆おどりがはじまる。盆おどりに参加した人びとは何を思いながらおどったのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
61	79	図3	雪舟『唐土勝景図巻』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （作者）	3-(3)	
62	79	図6	キャプション中、「銀閣の境内にある東求堂」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「銀閣の境内にある」）	3-(3)	
63	80	タイトル下	琉球には多くの中国人がくらししていた。琉球の人びとは彼らのことをどう思っていたのか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
64	80	タイトル下	琉球には多くの中国人がくらししていた。琉球の人びとは彼らのことをどう思っていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
65	81	写真7	十三湊	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中世段階における水戸口の位置）	3-(3)	
66	86	タイトル下	3隻のポルトガル船がインドに姿をあらわした。彼らはスパイスをどうしようとしたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
67	88	タイトル下	スペイン人が船に乗ってやってきた。攻め込まれた人びとはどんなことを話しあったのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
68	88	タイトル下	スペイン人が船に乗ってやってきた。攻め込まれた人びとはどんなことを話しあったのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
69	90	タイトル下	石見の山中で大量に銀が産出されるようになった。産出された銀はどこにいったのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
70	90	写真3	明の皇帝の服（復元品）	不正確である。 （「明の皇帝」、及び「復元品」）	3-(1)	
71	91	9 - 21	戦国大名の登場（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い（3）イの「「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うようにすること。」）	2-(1)	
72	91	側注	「分国法」中、「（駿河の今川氏）一、喧嘩については、どのような理由があっても処罰する。ただし、喧嘩をしかけられてもがまんした者は処罰しない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「駿河の今川氏」）	3-(3)	
73	94	タイトル下	織田信長は安土城を築いた。京都に入った信長を、町衆はどんな人だと話していたのだろう。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
74	94	タイトル下	織田信長は安土城を築いた。京都に入った信長を、町衆はどんな人だと話していたのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
75	96	タイトル下	役人が検地に入ってきた。検地をされた農民は、そのときどんなひとり言をつぶやいただろう。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
76	96	タイトル下	役人が検地に入ってきた。検地をされた農民は、そのときどんなひとり言をつぶやいただろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
77	97	8 - 11	秀吉は、・・・東北地方を征服しました。蝦夷地（北海道）南端の蠣崎氏（のちに松前氏）は、すでに秀吉に服従していました。こうして、1590年、秀吉は全国を統一し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （蠣崎氏が秀吉に臣従した時期）	3-(3)	
78	98	タイトル下	日本の大軍が朝鮮に攻め込んだ。突然攻め込まれた朝鮮の人びとはどうしただろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
79	100	タイトル下	江戸の町づくりがはじまった。町づくりに従事した人たちは何を考えながら働いたのだろう。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	
80	100	タイトル下	江戸の町づくりがはじまった。町づくりに従事した人たちは何を考えながら働いたのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
81	102	タイトル下	幕府の外交政策を3代将軍・家光が変えた。そのとき外国に住んでいた日本人はどうしたのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
82	103	写真4	『島原陣図屏風』秋月郷土館・朝倉市教育委員会蔵	不正確である。 （所蔵者の名称）	3-(1)	
83	118	タイトル下	輸入品だった砂糖を国産化する計画は成功するか。将軍吉宗は、このとき何をしていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B（3）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
84	124	1 - 3	1771年、・・・前々から人体の内部を見てみたいと願っていた34歳の玄白は、	不正確である。 （1771年時点の年齢）	3-(1)	
85	130	写真2	土佐清水市観光協会蔵／京都府立京都学・歴史館提供	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （所蔵者）	3-(3)	
86	144	タイトル下	グリム兄弟はなぜドイツ語の童話を広めたのか。ドイツという国はどのようにしてできたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
87	153	2	金の海外への流出を防ぐために小判を3分の1に小さくした	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「3分の1に小さくした」）	3-(3)	
88	154	グラフ3	「開港前後の物価と賃金」中、「畳屋手間賃」「大工手間賃」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （1866～67年の手間賃）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
89	157	11 - 14	よく年、15歳の明治天皇は京都御所から江戸城に移り、・・・このとき、東京では町ごとに3樽ずつの酒がふるまわれ、その費用は、77万8000両にのぼったといわれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1869年時点の明治天皇の年齢、及び「酒がふるまわれ」た時期とその費用)	3-(3)	
90	160	図	図中、「メキシコ共和国」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国家の名称)	3-(3)	
91	162	タイトル下	廃藩置県が言いわたされた。そのとき、藩主たちは、どう思っていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
92	164	タイトル下	学校ができたとき、それまで寺子屋に通っていた子どもたちはどうしたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
93	168	タイトル下	富岡製糸場に多くの娘たちが集められた。何を考えながら毎日を過ごしていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
94	169	囲み	1876年12月、三重県の北部で、地租の取り方に不満を持った農民たちが・・・周辺の村の農民たちも加わって、地租関係の書類を焼きすてようとした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三重県で起こった地租改正反対一揆の経過)	3-(3)	
95	171	図5	国会開設を求める署名	生徒が誤解するおそれのある図である。 (長崎県の署名数)	3-(3)	
96	172	タイトル下	町の土蔵から憲法草案が見つかった。この地域の人びとは何を望んでいたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
97	174	タイトル下	大日本帝国憲法が発布された。この式典に参列した人たちはその内容を知っていたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
98	176	タイトル下	北海道に開拓使が置かれ移民を奨励した。新政府がこのような政策をとったのはなぜだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(1)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

15 枚中 11 枚目

受理番号 31-32		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
99	176	写真1	松浦武四郎がつくった蝦夷地の地図（1880年）／北海道の地名の90%以上がアイヌ語に由来している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（地図の作成時期、及びアイヌ語に由来する北海道の地名の割合）	3-(3)
100	178	囲み2-3	尊敬できる人もいれば、そうでない人もいる。	生徒にとって理解し難い表現である。（同囲み14行目「貴人となり」、「下人になる」に照らして、「尊敬できる人」、「そうでない人」は、原典の「貴人」、「下人」の訳として理解し難い。）	3-(3)
101	184	タイトル下	日本と清の戦争が始まった。日本軍はまずどこに出兵したのか。そこでどんなことをしたか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)
102	186	タイトル下	イギリスやフランスの貿易会社がアフリカにやってきた。そこでどんなことをしたか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)
103	188	タイトル下	日本とロシアが戦争を始めた。戦場となった中国の人びとはどうなっただろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)
104	190 - 191		国語をつくる—明治の教育と文化—（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（内容の取扱い（4）アの「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであることに気付かせるようにすること。」	2-(1)
				)	
105	190	タイトル下	学校で鉄道唱歌や軍歌を教えることになった。子どもたちはどんな感想をもつたのだろうか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。（「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)
106	190	タイトル下	学校で鉄道唱歌や軍歌を教えることになった。子どもたちはどんな感想をもつたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)
107	192	タイトル下	朝鮮の村に東洋拓殖会社の社員が入ってきた。何を始めたのか。農民たちはどうしたか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
108	194	タイトル下	冬の野麦峠を少女たちが越えていく。どこから来て、どこへ向かうのか。何をするのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
109	196	タイトル下	第一次世界大戦が始まった。次々に新しい兵器が登場し、兵士たちはどんな戦いをしたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
110	198	タイトル下	パリで講和会議が開かれると、北京の天安門に学生たちが集まった。どんなことを訴えたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
111	200	タイトル下	長引く世界大戦、ロシアの女性たちがデモを始めた。どんなことを訴えたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
112	202	タイトル下	朝鮮の各地で「独立マンデー」の声が上がった。柳寛順はどんなことをしたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
113	202	写真2	逮捕された柳寛順（1902～1920）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （生年について一般的に理解されたものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
114	206	タイトル下	平塚らいてうは「元始、女性は実に太陽であった」と書いた。どんなことを言いたかったのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
115	207	側注	約230人・・・などがある、虐殺された人数はさだまっていない。	誤記である。 （「ある、」）	3-(2)	
116	211		国立国会図書館のホームページ <a href="http://www.ndl.go.jp/">http://www.ndl.go.jp/</a>	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
117	216	タイトル下	キングコングはなぜ超高層ビルによじ登り吠えたのか。世界で、そして日本で何が起きていたのか。	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に照らして、扱いが不適切である。 （「歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
118	216	タイトル下	キングコングはなぜ超高層ビルによじ登り吠えたのか。世界で、そして日本で何が起きていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
119	223	囲み	1935年の国際オリンピック委員会で決定された。	不正確である。 （「1935年」）	3-(1)	
120	230	タイトル下	ドイツ占領下のオランダで、二人の少女はどんなことを考えていたか。二人はその後どうなったか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
121	233	7 - 8	ラジオをもつ家が増え、普及率が1937年には30%を超え、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ラジオの普及率が30%を超えた時期）	3-(3)	
122	242	タイトル下	本土決戦になると、中学生・女学生は何をするのか。日本はどのようにして降伏にいたったのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
123	248	タイトル下	焼け跡で街頭演説が始まった。集まって来た人びとはどんな願いをもっていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
124	250	5 - 7	「兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないこと、よその国と争いごとがおこったとき、・・・」	生徒にとって理解し難い表現である。 （引用文が同ページ写真1『あたらしい憲法のはなし』にある原文と異なっており、理解し難い。）	3-(3)	
125	256	タイトル下	サンフランシスコで講和会議が始まった。参加するか、条約に調印するか、各国はどう対応したか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
126	257	囲み	戦後独立した、アジア・アフリカの29カ国の指導者が集まり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「29カ国」が「戦後独立した」国のみであったかのように誤解する。）	3-(3)	
127	258	タイトル下	ゴジラが東京を襲う。どうしてこういう怪獣映画がつくられ、大ヒットしたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
128	260	タイトル下	30万人もの人びとが国会に押しかけた。新安保条約について、どんな考えをもっていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
129	263	表9	「四大公害病裁判」中、水俣病の裁判の原告「104人」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （原告の人数）	3-(3)	
130	264	タイトル下	1964年に東京でオリンピックが開かれた。2020年の大会と比べて、参加国はどう違っていったか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
131	265	表	「ベトナムの独立への歩み」中、「1940～45年 日本軍が占領する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （228ページ10行目「1940年には、フランス領インドシナ（ベトナム）の北部に軍隊を送り、」及び同ページ15行目「インドシナ南部に進駐しました。」に照らして、「占領」したかのように誤解する。）	3-(3)	
132	266	タイトル下	この地図の地域の人びとはどんな暮らしをしていたのか。沖縄戦の後どう変わったのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
133	268	タイトル下	イスラエルはどのようにして建国されたのか。アラブの人びとはどう受けとめたのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
134	270	タイトル下	戦後36年目、残留孤児が日本にやってきた。孤児たちはどんな願いをもっていたのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（2）の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」）	2-(1)	
135	271	3 - 5	この声明で、…中国側は日本に対する国家としての賠償請求権を放棄しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中共同声明の条文に照らして、「賠償請求権」は誤解する。）	3-(3)	
136	272	タイトル下	アフガン戦争、イラク戦争と戦火が絶えない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アフガン戦争」）	3-(3)	
137	273	囲み	「拡大する自衛隊の活動」中、「2014年、安倍晋三内閣は、憲法の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を認めることを閣議で決めた。日本が直接攻撃を受けていなくても、日本と密接な国が	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （わが国の集団的自衛権行使の要件）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

15 枚中 15 枚目

受理番号 31-32		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			攻撃を受けたときや、日本の存立が脅かされたり、国民の生命に明白な危険があったりした場合、武力を行使できるとした。						
138	273	写真6	南スーダンでのPKO活動／首都ジェノバで、	誤りである。 (首都名)	3-(1)				
139	274	タイトル下	大地震で津波が町を襲った。今、被災地の人びとはどんな取り組みをしているのか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(2)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)				
140	276	タイトル下	秘密の図書館がつくられた。なぜ秘密なのか。何のためにつくられたのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C(2)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)				
141	276	1 - 5	内戦が続くシリアには、「秘密の図書館」があります。・・・にのぼります。・・・です。・・・利用しています。・・・と言います。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現時点のことであるかのように誤解する。)	3-(3)				
142	276	3	副館長は14歳の少年です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現時点で「14歳の少年」が「副館長」であるかのように誤解する。)	3-(3)				
143	276	4 - 5	ある利用者は、「本を読むことによって、自由が実現できる」と言います。	学習上必要な出典が示されていない。 (引用文)	2-(10)				
144	287	年表	1776 平賀源内がエレキテルを発明する	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発明」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。